

工事設計書

課長	グループ リーダー		調査員 職氏名	印	設計者 職氏名	印
工事 第 1 号		設計	審査			
工事の名称 八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）			工事の場所 八戸市大字河原木地内ほか			
摘要			設計額 (消費税等相当額 円) 円	工事日数 令和 8 年 3 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで		
工事の概要						
道路維持補修工 1式 道路維持管理工 1式 道路巡回工 1式 夜間休日対応業務 1式 安全工 1式						

積 算 情 報

工 事 名 称	八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）
単 価 適 用 年 月 日	令和07年12月01日 公共
単 価 地 区	八戸市(旧八戸市)
機 械 損 料 適 用 年 月 日	令和06年10月 公共機械損料(B地区) (令和7年度対応)
歩 挂 適 用 年 月 日	令和07年10月 公共／令和07年10月 公共委託
諸 経 費 適 用 年 度	公共 令和07年度 10月 青森県 土木工事標準積算基準書
工 種 区 分	道路維持工事
備 考	<p>週休2日補正なし</p> <p>契約保証に係る補正：発注者が金銭的保証を必要とする場合</p> <p>現場環境改善費計上区分：計上しない</p> <p>共通仮設費率 9.94%以内 現場管理費率 26.22%以内 一般管理費率 9.45%以内で積算している。</p> <p>工事価格は、万円止めで積算している。</p>

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
道路維持工事02	1	式				
道路維持補修工	1	式			明 1 号	
道路維持管理工	1	式			明 2 号	
道路巡回工	1	式			明 3 号	
夜間休日対応業務	1	式			明 4 号	
安全工	1	式			明 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【第 1 号 明細書】

道路維持補修工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装補修 加熱合材	1	式			明 6 号	
舗装補修 碎石	1	式			明 7 号	
道路附属物補修（通常）	1	式			明 8 号	
道路附属物補修（緊急）	1	式			明 9 号	
計						

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 2 号 明細書 】

道路維持管理工

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 3 号 明細書 】

道路巡回工

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 4 号 明細書 】

夜間休日対応業務

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 5 号 明細書 】

安全工

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 6 号 明細書 】

鋪裝補修 加熱合材

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【第 7 号 明細書】

舗装補修 碎石

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	明細単価番号	基 準
碎石舗装補修	1	式				
碎石舗装補修作業労務	4	件			单 1 号	
碎石運搬	1	式				
碎石運搬 (C-20) 2tDT	20	m ³			单 2 号	
碎石運搬 (C-20) 4tDT	20	m ³			单 3 号	
碎石運搬 (C-20) 10tDT	100	m ³			单 4 号	
碎石運搬 (C-40) 10tDT	100	m ³			单 5 号	
計						

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 8 号 明細書 】

道路附属物補修（通常）

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 9 号 明細書 】

道路附属物補修（緊急）

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 10 号 明細書 】

道路管理 (通常)

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 11 号 明細書 】

道路管理（緊急） 道路啓開

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 12 号 明細書 】

道路（通常）巡回

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 13 号 明細書 】

道路（緊急）巡回

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区）

【 第 14 号 明細書 】

現地調査 調査, 報告書作成

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（西部地区） 位置図



区域境：馬淵川（※南郷を除く）



市川町

尻内町

櫛引

河原木

長苗代

根城

田面木

城下

類家

是川

小中野

湊町

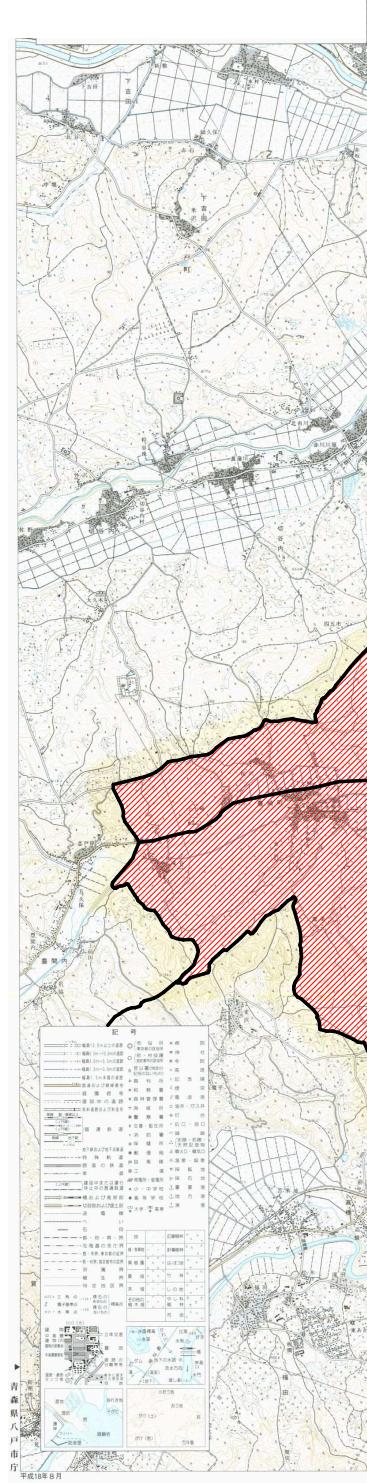
新井田

鮫町

美保野

凡
例

二〇二〇年一月四日付
八戸市道路包括管理業務委託（西部地区） 位置図



平成16年8月

北海道地図

八戸市道路包括管理業務委託
(西部・中部・東部地区)

共 通 仕 様 書

令和 7 年 12 月
八戸市 建設部 道路維持課

第1. 適用

本仕様書は、八戸市が管理する市道等に係る道路包括管理業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。また、本業務の履行にあたっては本仕様書及び道路包括管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のほか、関係法令を遵守し、道路利用者の安全性及び快適性を考慮し、常に良好な状態に道路施設を維持管理すること。

第2. 業務区域

本業務の業務区域は、八戸市域のうち旧八戸市の全域を「西部地区」「中部地区」「東部地区」の3地区に分割し実施するもので、別紙（業務区域図）のとおりとする。なお、各地区の区域詳細は下記のとおりとする。

地区	区域	区域詳細
西部	馬淵川以西の区域	馬淵川の架橋梁は含まない
中部	馬淵川以東～新井田川以西で南郷地区を含まない区域	新井田川及び馬淵川の架橋梁を含む
東部	新井田川以東で南郷地区を含まない区域	新井田川の架橋梁は含まない

第3. 対象施設等

本業務の対象施設は下記のとおりとする。なお、業務期間中に対象施設の変更が生じた場合においても、業務の対象に含めるものとする。

地区	区域面積 (km ²)	市道延長* (km)	対象施設
西部	83.8	334	・市道（※の延長） ・市管理道路 ・法定外公共物（道路）
中部	59.3	439	
東部	71.3	351	

第4. 業務期間

本業務の業務期間は、休日等を含み下記のとおりとする。

地区	業務期間
西部	令和8年3月1日から令和9年3月31日まで
中部	令和8年3月17日から令和9年3月31日まで
東部	令和8年3月1日から令和9年3月31日まで

第5. 対象業務

本業務の対象業務は下記のとおりとし、受託者は特記仕様書を遵守し遂行すること。なお、業務期間中に業務内容及び特記仕様書を変更する場合は、委託者と受託者で協議の上変更する場合がある。

業務項目	業務内容	作業内容	支払条件	業務地区		
				西部	中部	東部
道路維持管理業務	①道路維持補修工	舗装補修（加熱合材）	単価契約	○	○	○
		舗装補修（碎石）	総価契約	○	○	○
		道路附属物補修（通常）	総価契約	○	○	○
		道路附属物補修（緊急）	総価契約	○	○	○
	②道路維持管理工	道路管理（通常）	単価契約	○	○	○
		道路管理（緊急）	総価契約	○	○	○

	③道路巡回工	道路巡回（通常）	単価契約	○	○	○	
		道路巡回（緊急）	単価契約	○	○	○	
	④平日要望対応業務	現地調査、計画、立案	総価契約	－	－	○	
	⑤夜間休日対応業務	受付	単価契約	－	○	－	
		現地調査	単価契約	○	○	○	
	⑥安全工	交通誘導警備員	単価契約	○	○	○	

注) ○ : 対象業務

第6. 遵守事項等

受託者は、業務に必要な知識を持ち道路利用者に安心感・信頼感・満足感を与えるよう留意すること。なお、本業務を遂行する上で、「道路法（昭和27年法律第180号）」、「道路交通法（昭和35年法律第105号）」等の関係する法令のほか、各種基準等を遵守すること。

第7. 個人情報の保護・管理

受託者は、「八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第8号）」等を遵守すること。

第8. 守秘義務

受託者は、本業務上で知り得た内容を第三者に提供や複製するなどの行為、自己の利益のために使用してはならない。また、業務期間が終了した後も同様とする。

第9. 安全対策

受託者は、必要に応じて交通誘導警備員及びバリケード等の設置を行い、道路利用者及び作業員の安全確保を図ること。また、受託者は事故及び災害の発生に備えて、応急処置、救急対応、医療機関等への連絡体制などの対処手順を明記した対応マニュアルを作成し、委託者へ提出するとともに、作業従事者へ必要な研修を実施すること。

第10. 業務責任者の選任

受託者は、委託者との事務連絡及び本業務を総括するための業務責任者1名を選任し、受託業務開始前に委託者へ通知すること。なお、業務責任者は次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。

- 1級又は2級土木施工管理技士
- 道路補修工事又は道路維持管理に関する業務について、1年以上の実務経験を有する者

第11. 環境配慮体制

受託者は、排気ガスや騒音、廃棄物の排出低減に努めるなど、環境に配慮した取組みを行うこと。

第12. 苦情等への対応

受託者は、本業務を遂行している際に、本業務に関する苦情、要望等を受けた場合は、速やかに委託者へ報告し対応を協議すること。また、苦情等の対応を記録し、日報と併せて書面により委託者へ提出すること。

第13. 拾得物の取扱い

受託者は、業務中に拾得した物件について、関係法令に基づき、適切な対応をすること。

第14. 業務の再委託の制限に関する事項

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して再委託することはできない。ただし、一部について協力企業等へ再委託を行う場合は、再委託が必要な理由と内容、再委託先及び業務に必要となる許可等について、あらかじめ委託者へ書面により提出し、承諾を得なければならない。

第15. 作業水準

委託者は、作業内容の水準が著しく不備であることを確認した場合には、受託者に対し作業の手直しを指示することができる。ただし、手直しに係る費用については、受託者が負うこと。

第16. 損害賠償責任

受託者は、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第17. 保険の加入

受託者は、本業務期間内を対象とする作業の実施に起因する対人・対物事故等による賠償責任を補償する保険に加入しなければならない。

第18. 参考資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料等を所定の手続きによって委託者から貸与できるものとし、本業務の目的以外で使用してはならない。

第19. 関係書類の提出及び保存

受託者は、下記に示す関係書類を定められた時期までに提出すること。また、提出後に変更が生じた場合及び下記以外に委託者から書類を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。なお、これらの関係書類は本業務終了後、10年間は保存しなければならない。

書類名称	作成別	提出時期
業務責任者通知書	受託者	契約後遅延なく
業務責任者経歴書	本人	契約後遅延なく
業務計画書	受託者	契約後遅延なく
業務実施報告書	受託者	月1回、発注者の指定した日
作業別月報	受託者	月1回、発注者の指定した日
作業別施工写真	受託者	月1回、発注者の指定した日
使用資材納入伝票	受託者	月1回、発注者の指定した日
交通誘導員配置報告書	受託者	月1回、発注者の指定した日
材料確認書	受託者	その都度

業務打合せ簿・協議記録簿	受託者	月1回
承諾・協議・報告・提出各書	受託者	その都度
貸与品借用書	受託者	借用時
貸与品返還書	受託者	返還時
事故報告書	受託者	発生後遅滞なく
請求書	受託者	月1回、発注者の指定した日

第20. 業務終了時の事務

受託者は、業務終了時点で翌年度に引き継ぐ事項がある場合や委託者に求められた場合は、引継書を作成し、委託者及び翌年度の受託者へ提出すること。なお、提出期日は2月末までとする。

第21. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者で協議の上その都度定めるものとする。

第22. その他

本業務において、関係機関等との協議を必要とする場合及び協議を受けた場合は、委託者に申し出て指示を受けること。

本業務の作業及び調査のために、個人の土地に立ち入る場合又は借用する場合には、必ずその前後において所有者の了解を得ること。

受託者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、委託者及び警察への報告、通報をしなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うこと。

八戸市道路包括管理業務委託
(西部・中部・東部地区)

特　記　仕　様　書

令和7年12月
八戸市　建設部　道路維持課

第1編 共通編

第1．適用

本仕様書は、八戸市が管理する市道等（以下「対象施設」という。）に係る道路包括管理業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。この特記仕様書に定めのない事項は、必要に応じて委託者と協議し定めるものとする。

第2．業務区域

本業務の業務区域は、別紙（業務区域図）のとおりである。ただし、緊急を要する場合など、委託者から地区を越えて作業の指示があった場合は、この限りではない。

第3．業務概要

本業務は、対象施設の維持管理を実施するもので、受託者は、委託者と緊密な連携のもと、巡回等の実施により業務区域の対象施設の状況を把握しなければならない。また、作業にあたっては、委託者と連絡、調整の上実施するものとする。

第4．業務計画書

受託者は、本業務に着手する前に業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。なお、業務計画書には以下の項目について記載することとし、委託者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

1. 業務概要
2. 業務工程表
3. 業務実施体制
4. 主要資材（購入原材料含む）
5. 業務別作業方法
6. 業務別人員配置計画
7. 道路巡回実施計画及び実施体制
8. 緊急時の対応及び体制
9. 平日の現地調査対応及び体制
10. 夜間休日の対応及び体制
11. 安全管理
12. 環境対策
13. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
14. その他

業務計画書の作成にあたっては、下記の内容に留意し作成すること。

1. 業務工程表については、委託者と協議の上作成すること。
2. 業務実施体制及び業務別人員配置計画については、業務責任者のほか各業務内容の作業内容ごとに人員配置を計画し明記すること。
3. 道路巡回については、年間の実施工程、実施方法、実施体制を計画し明記すること。

4. 緊急時の体制については、滞りが無く速やかに対応ができるよう、常に連絡が取れる体制を構築すること。
5. 平日の現地調査対応については、現地調査及び計画・立案に必要な人員配置を計画し明記すること。
6. 夜間休日の体制については、対象施設の異状通報等があった場合に、常に連絡が取れる体制を構築すること。

第5. 業務報告書

受託者は、月ごとに業務報告書を作成し、委託者に提出するものとする。なお、報告書は所定の様式により作成し、添付資料は、業務別に作業状況が分かる作業写真（作業前・作業中・作業完了について各1点以上）に作業を実施した業者名等を表示するものとする。また、提出日については、委託者と協議し定めるものとする。

第6. 業務中の安全確保

本業務は、危険を伴う道路上における作業であるため、受託者は、作業員等に対し安全を確保するための指導と意識向上を図り、事故防止に取り組まなければならない。また、近隣住民、通行者及び通行車両等の第三者に危害を及ぼさないよう万全な措置を講じた上で作業を実施するものとする。

第7. 業務責任者

受託者は、本業務を総括する業務責任者を配置の上委託者に通知すること。なお、業務責任者は本業務の全般（作業内容の把握、日程調整、予算管理等）を総括し、委託者と緊密に連絡を取り合うこと。

第8. 業務の留意事項

受託者は、本業務を遂行するにあたり、次の各号の規定を遵守しなければならない。

1. 委託者から作業の指示があった場合は、概ね20日以内に作業を実施すること。ただし、20日以内に作業を実施することができない場合は、事前にできない理由及び作業する期日を委託者に報告すること。なお、天候不順等により作業を実施できない場合はこの限りではない。
2. 作業は、緊急時や現場条件等によりやむを得ない場合を除き、平日に実施するよう日程を調整すること。

第9. その他

受託者は、本業務の効率化を図るため、業務に必要な情報の共有化に努め、受託者の構成員間の意思疎通を図らなければならない。

本業務の予算は令和8年度予算による執行であるため、支払いに関する申請については令和8年4月1日以降とする。

第2編 道路維持管理業務編

第1. 業務の目的

受託者は、対象施設が常時良好な状態に保たれるよう、必要な道路巡回及び維持管理作業を実施するとともに、緊急時には委託者の指示により必要な措置を講じることとし、道路利用者の安心・安全を確保するものである。

受託者は、市民等から対象施設における不具合に関する通報等があった場合は、通報を受け付け、その内容を各地区の道路包括管理業務受託者へ連絡し、現地調査を実施することで、常時の連絡体制を整えるものである。

第2. 道路維持補修工

受託者は、対象施設の損傷等について、維持管理上必要な補修を受託者の責任により作業を実施することができる。また、委託者から作業の指示があった場合は、速やかに作業を実施しなければならない。なお、補修の範疇を超える大規模な修繕が必要と判断される場合は、委託者に報告の上指示を受けなければならない。

舗装の劣化等による振動対策を行う場合は、作業範囲や作業方法について委託者と協議の上作業を実施するものとする。

各種作業内容は次の各号のとおりである。

1. 舗装補修（加熱合材）

道路上の穴ぼこや段差すり付け等の舗装補修について、1回当たりの作業量は5t程度を標準とし、作業箇所が点在する場合は温度管理をしながら、計画的に作業すること。

使用する合材は、作業箇所ごとに委託者と協議の上定めるものとする。

市内で開催される大規模イベント等の事前に、委託者から作業の指示があった場合は、速やかに対応すること。

2. 舗装補修（碎石）

道路上（砂利道）の穴掘れ等の補修について、委託者から作業の指示があった箇所を計画的に実施することとし、通行に支障とならないよう舗装面を整正すること。

町内会等が敷均し作業を実施することを前提に碎石提供の依頼があった場合は、町内会等と置き場所、日程の調整をした上で運搬すること。

使用する石材については、再生材を使用せず新材とする。

3. 道路附属物補修（通常）

道路附属物等の補修について、委託者から作業の指示があった場合は、作業に着手する前に、見積書に作業提案書を附したものとを委託者に提出し、確認を得た後に着手すること。ただし、緊急時の場合は、この限りではない。また、作業状況により、着手する前に提出した見積書に差異が生じた場合は、その理由と状況写真等を添付の上委託者へ報告し、改めて見積書を提出すること。

作業内容は道路維持管理上必要とされるものとし、1件につき見積金額 60 万円程

度（諸経費及び消費税相当額を含まない直接作業費分）を目安とする。また、作業の効率性を考慮し複数の作業を1件にまとめて構わない。ただし、作業上目安の金額を超過するような場合は、事前に委託者と協議し指示を受けること。

作業時間の日当たり換算については、4時間を0.5日、4時間を超える8時間以内を1日とする。ただし、4時間未満での作業の場合は（0.5日／4時間）×作業時間＝作業日数とする。

作業の人員配置については、業務計画書の業務別人員配置計画に基づき適正な人員を配置すること。

舗装復旧を伴う補修作業の舗装構成については、最新の「道路掘削工事に係る舗装復旧基準」に基づいて復旧すること。ただし、現況の舗装構成が著しく異なる場合には、委託者と協議の上復旧すること。

作業により発生する建設副産物については、法令等に基づき適切に処理をすることとし、委託者から産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

作業で使用する製品や材料について、リサイクル製品や再生材を優先的に使用すること。

舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する機械等により回収することとし、回収された排水については、委託者と協議の上適正に処理すること。

4. 道路附属物補修（緊急）

第7. 緊急時対応業務を参照。

第3. 道路維持管理工

受託者は、対象施設の維持管理上必要な作業及び汚損等（災害等による土砂の流入、事故によるオイル漏れ等）による障害物の除去作業について、委託者から指示があった場合は、速やかに作業を行わなければならない。

各種作業内容は次の各号のとおりである。

1. 道路管理（通常）

ア. 融雪箱等管理

融雪箱及び注意看板の設置、回収時期について、概ね11月中旬までに設置を完了し、4月上旬までに回収を完了すること。なお、作業の時期については委託者と協議の上実施すること。

融雪箱等の設置については、委託者から提供された資料を基に、設置する場所や向きに注意し設置することなお、設置する向きについては、融雪剤の補充時に在庫が目視できるような向きにすること。また、法面等の不安定な箇所に設置する場合は、転倒しないよう固定すること。

融雪箱等の回収については、回収時に破損状況等を確認し、補修が必要な場合は

補修してから道路管理事務所の保管場所へ戻すこと。なお、回収する際に融雪剤が残っている場合は、処分せずに箱と一緒に道路管理事務所に返却すること。

注意看板の設置については、車両に対して注意喚起が認識できる向きに設置し、除雪作業時の支障にならない場所に設置すること。

設置及び回収作業時に、設置箇所の土地周辺の利用形態が変わり設置が困難な場合や、地域住民や町内会等から設置箇所の変更を求められた場合は、委託者へ報告し協議してから対応すること。なお、設置箇所に変更が生じた場合は、速やかに設置箇所に関する資料の訂正をすること。

2. 道路管理（緊急）

第7. 緊急時対応業務を参照。

第4. 道路巡回工

受託者は、業務区域内において、対象施設の損傷等に起因する重大な事象の発生を未然に抑えるため、道路巡回を定期的に実施し、損傷等の状況を確認するとともに、軽微な不具合を発見したときは、その場で対応可能な応急処置を行わなければならない。また、危険と判断し早急な対応が必要な場合は、直ちにその旨を委託者に報告し指示を受けなければならない。

受託者は、次に掲げる巡回を実施し、対象施設の不具合を発見した場合はその状態を写真撮影し委託者に報告するものとする。なお、巡回は原則として1組2名以上で構成し実施するものとする。

各種作業内容は次の各号のとおりである。

1. 道路巡回（通常）

通常巡回は、昼間で半日程度とし、週1回を目安に通年で巡回を実施し、平常時ににおける対象施設の状態を把握すること。また、道路上に穴ぼこを発見した場合は、速やかに常温合材で応急処置すること。

各地区の道路巡回の回数は下記のとおりとする。

作業内容	地区	西部	中部	東部	
道路巡回（通常）	回 数	47	47	62	

※各地区回数以上の巡回を実施すること。

降雪期前及び融雪期後は対象施設の損傷等が増加することから、重点的に実施すること。また、市内で開催される大規模イベント等の事前には、開催場所や中心街に向かう幹線道路等を中心に、重点的に実施すること。

不法占用や不法投棄等による道路管理上支障があると思われる支障物を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。

劣化が著しく倒壊のおそれがある道路附属物（道路標識、ガードレール等）を発見した場合は、委託者へ報告し支持を受けること。

その他、委託者から指示があった場合は巡回を実施すること。

2. 道路巡回（緊急）

第7. 緊急時対応業務を参照。

第5. 平日要望対応業務（東部地区）

受託者は、平日において、対象施設の異状等について市民からの通報等が寄せられた場合に、速やかに対応することができる体制を整えるものとする。

対象施設の異状等について市民からの通報等が寄せられた場合に、委託者からの指示により現地調査をした上で、対策の必要性、対策方法の検討、対策費用の算定、工程等の補修計画を立案し、報告書を作成すること。なお、報告書には、位置図、現地調査した状況写真に作業箇所、数量等を明記し、見積書に添付し提出すること。

第6. 夜間休日対応業務

受託者は、夜間及び休日において対象施設の異状等が発生した場合に、速やかに対応することができる体制を整えるものとする。対象業務については、受付は市内一括で中部地区の受託者が対応するものとし、現地調査業務は各地区の受託者が対応するものとする。

各種業務内容は次の各号のとおりである。

1. 受付（中部地区）

夜間及び休日において、対象施設の異状等について市の巡視室から通報されてきた場合は、通報を受け付け、要望内容を聴き取り、聴き取った内容を速やかに市内4地区の各道路包括管理業務委託受託者へ引き渡すこと。

受付業務の標準フローは、下記のとおりとする。

【巡視室からの通報受付】→【要望内容の聴き取り】→【各地区受託者へ引き渡し】

2. 現地調査（西部・中部・東部地区）

各地区の受託者は、中部地区の受託者から引き継がれた要望内容を基に、速やかに現地調査を実施し、調査完了後は必要に応じ応急処置を施し、交通開放ができるようになること。また、現地調査完了後は報告書を作成し速やかに委託者へ報告すること。なお、本格復旧については、翌日以降の早期に作業しても構わない。

現地調査業務の標準フローは、受付（中部地区の受託者）から引き継がれた後に、下記のとおりとする。

【現地調査】→【応急復旧・補修作業手配】→【補修完了】→【調査報告書作成】

現地調査の結果、作業が必要な場合は速やかに補修作業を手配し、通行の安全が確保できる程度に応急復旧し交通開放すること。

現地調査後の作業については、第7. 緊急時対応業務を参照。

第7. 緊急時対応業務（道路附属物補修、道路管理、道路巡回）

受託者は、事故や災害等による緊急時の対応について、夜間及び休日を問わず終日対応することができる体制を整え、委託者から緊急の指示があった場合は速やかに対応するものとする。また、事前に警報・注意報等の気象情報を確認しておき、洪水ハザードマップ

等で危険な箇所の把握に努め、速やかに対応できるよう体制を整えるものとする。

受託者は、緊急時に備え、土のう・バリケード・規制看板・オイル吸着マット等の仮設資材及び交通誘導警備員の手配等について、速やかに対応できるよう対策を講じるものとする。また、冠水が常習発生する箇所等については、事前に委託者から情報を得て速やかに対策を講じるものとする。

各種業務内容は次の各号のとおりである。

1. 道路附属物補修（緊急）

対象施設において、通行に支障となる事象（道路附属物の倒壊等）による緊急作業について委託者から指示を受けた場合は、速やかに現地に赴き状況を調査することとし、委託者へ報告し協議した上で、通行止め・バリケード設置等の安全対策を講じること。

2. 道路管理（緊急）

対象施設の汚損（事故によるオイル漏れ等）が発生し道路管理上必要な除去作業について委託者から指示があった場合は、速やかに作業を実施すること。

対象施設において安全上、交通上支障を来す事象（災害等による土砂の流入、地下埋設物等による陥没等）が発生し道路啓開に時間を要する場合は、委託者と緊密に連絡を取り、その指示により通行規制、応急対策など道路の安全を確保する上で必要な措置を講じること。

3. 道路巡回（緊急）

震度5弱以上の地震が発生した場合は、委託者からの指示を待たずに、速やかに業務区域内の巡回を実施し、対象施設の異状の有無を委託者へ報告すること。ただし、大津波警報及び津波警報が発令された場合は、委託者と実施について協議すること。また、風水害に伴う災害発生の危険度【警戒レベル4以上】が発令されている場合は、委託者の指示により巡回を実施すること。

工 事 設 計 書

課 長	維持第二 G L		調査員 職氏名	印	設計者 職氏名	印
工 事 第 2 号		設 計	審 査			
工事の名称 八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）			工事の場所 八戸市大字新井田地内ほか			
摘要			設計額 (消費税等相当額 ¥)	円)	工事日数 令和8年3月1日から 令和9年3月31日まで	円
工事の概要						
道路維持補修工	1式					
道路維持管理工	1式					
道路巡回工	1式					
平日要望受付対応業務	1式					
夜間休日対応業務	1式					
安全工	1式					

八 戸 市

積 算 情 報

工 事 名 称	八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）
単 価 適 用 年 月 日	令和07年12月01日 公共
単 価 地 区	八戸市(旧八戸市)
機 械 損 料 適 用 年 月 日	令和06年10月 公共機械損料(B地区) (令和7年度対応)
歩 挂 適 用 年 月 日	令和07年10月 公共／令和07年10月 公共委託
諸 経 費 適 用 年 度	公共 令和07年度 10月 青森県 土木工事標準積算基準書
工 種 区 分	道路維持工事
備 考	<p>週休2日補正なし</p> <p>契約保証に係る補正：発注者が金銭的保証を必要とする場合</p> <p>現場環境改善費計上区分：計上しない</p> <p>共通仮設費率 8.70%以内 現場管理費率 27.67%以内 一般管理費率 8.98%以内で積算している。</p> <p>工事価格は、万円止めで積算している。</p>

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
道路維持工事02	1	式				
道路維持補修工	1	式			明 1 号	
道路維持管理工	1	式			明 2 号	
道路巡回工	1	式			明 3 号	
平日要望受付対応業務	1	式			明 4 号	
夜間休日対応業務	1	式			明 5 号	
安全工	1	式			明 6 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【第 1 号 明細書】

道路維持補修工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装補修 加熱合材	1	式			明 7 号	
舗装補修 碎石	1	式			明 8 号	
道路附属物補修（通常）	1	式			明 9 号	
道路附属物補修（緊急）	1	式			明 10 号	
計						

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 2 号 明細書 】

道路維持管理工

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 3 号 明細書 】

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 4 号 明細書 】

平日要望受付対応業務

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 5 号 明細書 】

夜間休日対応業務

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 6 号 明細書 】

安全工

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 7 号 明細書 】

鋪裝補修 加熱合材

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【第 8 号 明細書】

舗装補修 碎石

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	明細単価番号	基 準
碎石舗装補修	1	式				
碎石舗装補修作業労務	5	件			单 1 号	
碎石運搬	1	式				
碎石運搬 (C-20) 2tDT	60	m ³			单 2 号	
碎石運搬 (C-20) 4tDT	5	m ³			单 3 号	
碎石運搬 (C-20) 10tDT	5	m ³			单 4 号	
碎石運搬 (C-40) 2tDT	2	m ³			单 5 号	
碎石運搬 (C-40) 4tDT	2	m ³			单 6 号	
計						

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 9 号 明細書 】

道路附属物補修（通常）

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 10 号 明細書 】

道路附属物補修（緊急）

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 11 号 明細書 】

道路管理（通常）

1 式 当り

八戸市

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 12 号 明細書 】

道路管理（緊急） 道路啓開

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 13 号 明細書 】

道路（通常）巡回

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 14 号 明細書 】

道路（緊急）巡回

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 15 号 明細書 】

現地調査、計画・立案業務 年85回

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区）

【 第 16 号 明細書 】

現地調査 調査, 報告書作成

1 式 当り

八戸市道路包括管理業務委託（東部地区） 位置図

区域境：新井田川（※南郷を除く）



Map of the former domain of the Tōhō-ji Temple (東方寺) in Aomori Prefecture, Japan. The map shows the boundaries of various districts (mura) and towns (chō) including Aomori City, Aomori Port, and the Aomori River. The districts are labeled in Japanese: 市川町 (Ichikawa-chō), 河原木 (Kawaramoto), 尻内町 (Nakata-chō), 長苗代 (Nagimada), 城下 (Jōtsuka), 小中野 (Komonoi), 湊町 (Komachi-chō), 鮫町 (Kawachi-chō), 櫛引 (Keshiki), 根城 (Ninjō), 類家 (Ryōkai), 田面木 (Tanabiki), 是川 (Shitsugawa), 新井田 (Niinada), and 美保野 (Mihonya). The districts of 櫛引, 根城, 類家, 田面木, 是川, 新井田, 美保野, and 美保野 are shaded with a red hatched pattern.

凡 例

八戸市道路包括管理業務委託
(西部・中部・東部地区)

共 通 仕 様 書

令和 7 年 12 月
八戸市 建設部 道路維持課

第1. 適用

本仕様書は、八戸市が管理する市道等に係る道路包括管理業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。また、本業務の履行にあたっては本仕様書及び道路包括管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のほか、関係法令を遵守し、道路利用者の安全性及び快適性を考慮し、常に良好な状態に道路施設を維持管理すること。

第2. 業務区域

本業務の業務区域は、八戸市域のうち旧八戸市の全域を「西部地区」「中部地区」「東部地区」の3地区に分割し実施するもので、別紙（業務区域図）のとおりとする。なお、各地区の区域詳細は下記のとおりとする。

地区	区域	区域詳細
西部	馬淵川以西の区域	馬淵川の架橋梁は含まない
中部	馬淵川以東～新井田川以西で南郷地区を含まない区域	新井田川及び馬淵川の架橋梁を含む
東部	新井田川以東で南郷地区を含まない区域	新井田川の架橋梁は含まない

第3. 対象施設等

本業務の対象施設は下記のとおりとする。なお、業務期間中に対象施設の変更が生じた場合においても、業務の対象に含めるものとする。

地区	区域面積 (km ²)	市道延長* (km)	対象施設
西部	83.8	334	・市道（※の延長） ・市管理道路 ・法定外公共物（道路）
中部	59.3	439	
東部	71.3	351	

第4. 業務期間

本業務の業務期間は、休日等を含み下記のとおりとする。

地区	業務期間
西部	令和8年3月1日から令和9年3月31日まで
中部	令和8年3月17日から令和9年3月31日まで
東部	令和8年3月1日から令和9年3月31日まで

第5. 対象業務

本業務の対象業務は下記のとおりとし、受託者は特記仕様書を遵守し遂行すること。なお、業務期間中に業務内容及び特記仕様書を変更する場合は、委託者と受託者で協議の上変更する場合がある。

業務項目	業務内容	作業内容	支払条件	業務地区		
				西部	中部	東部
道路維持管理業務	①道路維持補修工	舗装補修（加熱合材）	単価契約	○	○	○
		舗装補修（碎石）	総価契約	○	○	○
		道路附属物補修（通常）	総価契約	○	○	○
		道路附属物補修（緊急）	総価契約	○	○	○
	②道路維持管理工	道路管理（通常）	単価契約	○	○	○
		道路管理（緊急）	総価契約	○	○	○

	③道路巡回工	道路巡回（通常）	単価契約	○	○	○	
		道路巡回（緊急）	単価契約	○	○	○	
	④平日要望対応業務	現地調査、計画、立案	総価契約	－	－	○	
	⑤夜間休日対応業務	受付	単価契約	－	○	－	
		現地調査	単価契約	○	○	○	
	⑥安全工	交通誘導警備員	単価契約	○	○	○	

注) ○ : 対象業務

第6. 遵守事項等

受託者は、業務に必要な知識を持ち道路利用者に安心感・信頼感・満足感を与えるよう留意すること。なお、本業務を遂行する上で、「道路法（昭和27年法律第180号）」、「道路交通法（昭和35年法律第105号）」等の関係する法令のほか、各種基準等を遵守すること。

第7. 個人情報の保護・管理

受託者は、「八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第8号）」等を遵守すること。

第8. 守秘義務

受託者は、本業務上で知り得た内容を第三者に提供や複製するなどの行為、自己の利益のために使用してはならない。また、業務期間が終了した後も同様とする。

第9. 安全対策

受託者は、必要に応じて交通誘導警備員及びバリケード等の設置を行い、道路利用者及び作業員の安全確保を図ること。また、受託者は事故及び災害の発生に備えて、応急処置、救急対応、医療機関等への連絡体制などの対処手順を明記した対応マニュアルを作成し、委託者へ提出するとともに、作業従事者へ必要な研修を実施すること。

第10. 業務責任者の選任

受託者は、委託者との事務連絡及び本業務を総括するための業務責任者1名を選任し、受託業務開始前に委託者へ通知すること。なお、業務責任者は次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。

- 1級又は2級土木施工管理技士
- 道路補修工事又は道路維持管理に関する業務について、1年以上の実務経験を有する者

第11. 環境配慮体制

受託者は、排気ガスや騒音、廃棄物の排出低減に努めるなど、環境に配慮した取組みを行うこと。

第12. 苦情等への対応

受託者は、本業務を遂行している際に、本業務に関する苦情、要望等を受けた場合は、速やかに委託者へ報告し対応を協議すること。また、苦情等の対応を記録し、日報と併せて書面により委託者へ提出すること。

第13. 拾得物の取扱い

受託者は、業務中に拾得した物件について、関係法令に基づき、適切な対応をすること。

第14. 業務の再委託の制限に関する事項

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して再委託することはできない。ただし、一部について協力企業等へ再委託を行う場合は、再委託が必要な理由と内容、再委託先及び業務に必要となる許可等について、あらかじめ委託者へ書面により提出し、承諾を得なければならない。

第15. 作業水準

委託者は、作業内容の水準が著しく不備であることを確認した場合には、受託者に対し作業の手直しを指示することができる。ただし、手直しに係る費用については、受託者が負うこと。

第16. 損害賠償責任

受託者は、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第17. 保険の加入

受託者は、本業務期間内を対象とする作業の実施に起因する対人・対物事故等による賠償責任を補償する保険に加入しなければならない。

第18. 参考資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料等を所定の手続きによって委託者から貸与できるものとし、本業務の目的以外で使用してはならない。

第19. 関係書類の提出及び保存

受託者は、下記に示す関係書類を定められた時期までに提出すること。また、提出後に変更が生じた場合及び下記以外に委託者から書類を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。なお、これらの関係書類は本業務終了後、10年間は保存しなければならない。

書類名称	作成別	提出時期
業務責任者通知書	受託者	契約後遅延なく
業務責任者経歴書	本人	契約後遅延なく
業務計画書	受託者	契約後遅延なく
業務実施報告書	受託者	月1回、発注者の指定した日
作業別月報	受託者	月1回、発注者の指定した日
作業別施工写真	受託者	月1回、発注者の指定した日
使用資材納入伝票	受託者	月1回、発注者の指定した日
交通誘導員配置報告書	受託者	月1回、発注者の指定した日
材料確認書	受託者	その都度

業務打合せ簿・協議記録簿	受託者	月1回
承諾・協議・報告・提出各書	受託者	その都度
貸与品借用書	受託者	借用時
貸与品返還書	受託者	返還時
事故報告書	受託者	発生後遅滞なく
請求書	受託者	月1回、発注者の指定した日

第20. 業務終了時の事務

受託者は、業務終了時点で翌年度に引き継ぐ事項がある場合や委託者に求められた場合は、引継書を作成し、委託者及び翌年度の受託者へ提出すること。なお、提出期日は2月末までとする。

第21. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者で協議の上その都度定めるものとする。

第22. その他

本業務において、関係機関等との協議を必要とする場合及び協議を受けた場合は、委託者に申し出て指示を受けること。

本業務の作業及び調査のために、個人の土地に立ち入る場合又は借用する場合には、必ずその前後において所有者の了解を得ること。

受託者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、委託者及び警察への報告、通報をしなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うこと。

八戸市道路包括管理業務委託
(西部・中部・東部地区)

特　記　仕　様　書

令和7年12月

八戸市　建設部　道路維持課

第1編 共通編

第1. 適用

本仕様書は、八戸市が管理する市道等（以下「対象施設」という。）に係る道路包括管理業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。この特記仕様書に定めのない事項は、必要に応じて委託者と協議し定めるものとする。

第2. 業務区域

本業務の業務区域は、別紙（業務区域図）のとおりである。ただし、緊急を要する場合など、委託者から地区を越えて作業の指示があった場合は、この限りではない。

第3. 業務概要

本業務は、対象施設の維持管理を実施するもので、受託者は、委託者と緊密な連携のもと、巡回等の実施により業務区域の対象施設の状況を把握しなければならない。また、作業にあたっては、委託者と連絡、調整の上実施するものとする。

第4. 業務計画書

受託者は、本業務に着手する前に業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。なお、業務計画書には以下の項目について記載することとし、委託者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

1. 業務概要
2. 業務工程表
3. 業務実施体制
4. 主要資材（購入原材料含む）
5. 業務別作業方法
6. 業務別人員配置計画
7. 道路巡回実施計画及び実施体制
8. 緊急時の対応及び体制
9. 平日の現地調査対応及び体制
10. 夜間休日の対応及び体制
11. 安全管理
12. 環境対策
13. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
14. その他

業務計画書の作成にあたっては、下記の内容に留意し作成すること。

1. 業務工程表については、委託者と協議の上作成すること。
2. 業務実施体制及び業務別人員配置計画については、業務責任者のほか各業務内容の作業内容ごとに人員配置を計画し明記すること。
3. 道路巡回については、年間の実施工程、実施方法、実施体制を計画し明記すること。

4. 緊急時の体制については、滞りが無く速やかに対応ができるよう、常に連絡が取れる体制を構築すること。
5. 平日の現地調査対応については、現地調査及び計画・立案に必要な人員配置を計画し明記すること。
6. 夜間休日の体制については、対象施設の異状通報等があった場合に、常に連絡が取れる体制を構築すること。

第5. 業務報告書

受託者は、月ごとに業務報告書を作成し、委託者に提出するものとする。なお、報告書は所定の様式により作成し、添付資料は、業務別に作業状況が分かる作業写真（作業前・作業中・作業完了について各1点以上）に作業を実施した業者名等を表示するものとする。また、提出日については、委託者と協議し定めるものとする。

第6. 業務中の安全確保

本業務は、危険を伴う道路上における作業であるため、受託者は、作業員等に対し安全を確保するための指導と意識向上を図り、事故防止に取り組まなければならない。また、近隣住民、通行者及び通行車両等の第三者に危害を及ぼさないよう万全な措置を講じた上で作業を実施するものとする。

第7. 業務責任者

受託者は、本業務を総括する業務責任者を配置の上委託者に通知すること。なお、業務責任者は本業務の全般（作業内容の把握、日程調整、予算管理等）を総括し、委託者と緊密に連絡を取り合うこと。

第8. 業務の留意事項

受託者は、本業務を遂行するにあたり、次の各号の規定を遵守しなければならない。

1. 委託者から作業の指示があった場合は、概ね20日以内に作業を実施すること。ただし、20日以内に作業を実施することができない場合は、事前にできない理由及び作業する期日を委託者に報告すること。なお、天候不順等により作業を実施できない場合はこの限りではない。
2. 作業は、緊急時や現場条件等によりやむを得ない場合を除き、平日に実施するよう日程を調整すること。

第9. その他

受託者は、本業務の効率化を図るため、業務に必要な情報の共有化に努め、受託者の構成員間の意思疎通を図らなければならない。

本業務の予算は令和8年度予算による執行であるため、支払いに関する申請については令和8年4月1日以降とする。

第2編 道路維持管理業務編

第1. 業務の目的

受託者は、対象施設が常時良好な状態に保たれるよう、必要な道路巡回及び維持管理作業を実施するとともに、緊急時には委託者の指示により必要な措置を講じることとし、道路利用者の安心・安全を確保するものである。

受託者は、市民等から対象施設における不具合に関する通報等があった場合は、通報を受け付け、その内容を各地区の道路包括管理業務受託者へ連絡し、現地調査を実施することで、常時の連絡体制を整えるものである。

第2. 道路維持補修工

受託者は、対象施設の損傷等について、維持管理上必要な補修を受託者の責任により作業を実施することができる。また、委託者から作業の指示があった場合は、速やかに作業を実施しなければならない。なお、補修の範疇を超える大規模な修繕が必要と判断される場合は、委託者に報告の上指示を受けなければならない。

舗装の劣化等による振動対策を行う場合は、作業範囲や作業方法について委託者と協議の上作業を実施するものとする。

各種作業内容は次の各号のとおりである。

1. 舗装補修（加熱合材）

道路上の穴ぼこや段差すり付け等の舗装補修について、1回当たりの作業量は5t程度を標準とし、作業箇所が点在する場合は温度管理をしながら、計画的に作業すること。

使用する合材は、作業箇所ごとに委託者と協議の上定めるものとする。

市内で開催される大規模イベント等の事前に、委託者から作業の指示があった場合は、速やかに対応すること。

2. 舗装補修（碎石）

道路上（砂利道）の穴掘れ等の補修について、委託者から作業の指示があった箇所を計画的に実施することとし、通行に支障とならないよう舗装面を整正すること。

町内会等が敷均し作業を実施することを前提に碎石提供の依頼があった場合は、町内会等と置き場所、日程の調整をした上で運搬すること。

使用する石材については、再生材を使用せず新材とする。

3. 道路附属物補修（通常）

道路附属物等の補修について、委託者から作業の指示があった場合は、作業に着手する前に、見積書に作業提案書を附したものとを委託者に提出し、確認を得た後に着手すること。ただし、緊急時の場合は、この限りではない。また、作業状況により、着手する前に提出した見積書に差異が生じた場合は、その理由と状況写真等を添付の上委託者へ報告し、改めて見積書を提出すること。

作業内容は道路維持管理上必要とされるものとし、1件につき見積金額 60 万円程

度（諸経費及び消費税相当額を含まない直接作業費分）を目安とする。また、作業の効率性を考慮し複数の作業を1件にまとめて構わない。ただし、作業上目安の金額を超過するような場合は、事前に委託者と協議し指示を受けること。

作業時間の日当たり換算については、4時間を0.5日、4時間を超える8時間以内を1日とする。ただし、4時間未満での作業の場合は（0.5日／4時間）×作業時間＝作業日数とする。

作業の人員配置については、業務計画書の業務別人員配置計画に基づき適正な人員を配置すること。

舗装復旧を伴う補修作業の舗装構成については、最新の「道路掘削工事に係る舗装復旧基準」に基づいて復旧すること。ただし、現況の舗装構成が著しく異なる場合には、委託者と協議の上復旧すること。

作業により発生する建設副産物については、法令等に基づき適切に処理をすることとし、委託者から産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

作業で使用する製品や材料について、リサイクル製品や再生材を優先的に使用すること。

舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する機械等により回収することとし、回収された排水については、委託者と協議の上適正に処理すること。

4. 道路附属物補修（緊急）

第7. 緊急時対応業務を参照。

第3. 道路維持管理工

受託者は、対象施設の維持管理上必要な作業及び汚損等（災害等による土砂の流入、事故によるオイル漏れ等）による障害物の除去作業について、委託者から指示があった場合は、速やかに作業を行わなければならない。

各種作業内容は次の各号のとおりである。

1. 道路管理（通常）

ア. 融雪箱等管理

融雪箱及び注意看板の設置、回収時期について、概ね11月中旬までに設置を完了し、4月上旬までに回収を完了すること。なお、作業の時期については委託者と協議の上実施すること。

融雪箱等の設置については、委託者から提供された資料を基に、設置する場所や向きに注意し設置することなお、設置する向きについては、融雪剤の補充時に在庫が目視できるような向きにすること。また、法面等の不安定な箇所に設置する場合は、転倒しないよう固定すること。

融雪箱等の回収については、回収時に破損状況等を確認し、補修が必要な場合は

補修してから道路管理事務所の保管場所へ戻すこと。なお、回収する際に融雪剤が残っている場合は、処分せずに箱と一緒に道路管理事務所に返却すること。

注意看板の設置については、車両に対して注意喚起が認識できる向きに設置し、除雪作業時の支障にならない場所に設置すること。

設置及び回収作業時に、設置箇所の土地周辺の利用形態が変わり設置が困難な場合や、地域住民や町内会等から設置箇所の変更を求められた場合は、委託者へ報告し協議してから対応すること。なお、設置箇所に変更が生じた場合は、速やかに設置箇所に関する資料の訂正をすること。

2. 道路管理（緊急）

第7. 緊急時対応業務を参照。

第4. 道路巡回工

受託者は、業務区域内において、対象施設の損傷等に起因する重大な事象の発生を未然に抑えるため、道路巡回を定期的に実施し、損傷等の状況を確認するとともに、軽微な不具合を発見したときは、その場で対応可能な応急処置を行わなければならない。また、危険と判断し早急な対応が必要な場合は、直ちにその旨を委託者に報告し指示を受けなければならない。

受託者は、次に掲げる巡回を実施し、対象施設の不具合を発見した場合はその状態を写真撮影し委託者に報告するものとする。なお、巡回は原則として1組2名以上で構成し実施するものとする。

各種作業内容は次の各号のとおりである。

1. 道路巡回（通常）

通常巡回は、昼間で半日程度とし、週1回を目安に通年で巡回を実施し、平常時ににおける対象施設の状態を把握すること。また、道路上に穴ぼこを発見した場合は、速やかに常温合材で応急処置すること。

各地区の道路巡回の回数は下記のとおりとする。

作業内容	地区	西部	中部	東部	
道路巡回（通常）	回 数	47	47	62	

※各地区回数以上の巡回を実施すること。

降雪期前及び融雪期後は対象施設の損傷等が増加することから、重点的に実施すること。また、市内で開催される大規模イベント等の事前には、開催場所や中心街に向かう幹線道路等を中心に、重点的に実施すること。

不法占用や不法投棄等による道路管理上支障があると思われる支障物を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。

劣化が著しく倒壊のおそれがある道路附属物（道路標識、ガードレール等）を発見した場合は、委託者へ報告し支持を受けること。

その他、委託者から指示があった場合は巡回を実施すること。

2. 道路巡回（緊急）

第7. 緊急時対応業務を参照。

第5. 平日要望対応業務（東部地区）

受託者は、平日において、対象施設の異状等について市民からの通報等が寄せられた場合に、速やかに対応することができる体制を整えるものとする。

対象施設の異状等について市民からの通報等が寄せられた場合に、委託者からの指示により現地調査をした上で、対策の必要性、対策方法の検討、対策費用の算定、工程等の補修計画を立案し、報告書を作成すること。なお、報告書には、位置図、現地調査した状況写真に作業箇所、数量等を明記し、見積書に添付し提出すること。

第6. 夜間休日対応業務

受託者は、夜間及び休日において対象施設の異状等が発生した場合に、速やかに対応することができる体制を整えるものとする。対象業務については、受付は市内一括で中部地区の受託者が対応するものとし、現地調査業務は各地区の受託者が対応するものとする。

各種業務内容は次の各号のとおりである。

1. 受付（中部地区）

夜間及び休日において、対象施設の異状等について市の巡視室から通報されてきた場合は、通報を受け付け、要望内容を聴き取り、聴き取った内容を速やかに市内4地区の各道路包括管理業務委託受託者へ引き渡すこと。

受付業務の標準フローは、下記のとおりとする。

【巡視室からの通報受付】→【要望内容の聴き取り】→【各地区受託者へ引き渡し】

2. 現地調査（西部・中部・東部地区）

各地区の受託者は、中部地区の受託者から引き継がれた要望内容を基に、速やかに現地調査を実施し、調査完了後は必要に応じ応急処置を施し、交通開放ができるようになること。また、現地調査完了後は報告書を作成し速やかに委託者へ報告すること。なお、本格復旧については、翌日以降の早期に作業しても構わない。

現地調査業務の標準フローは、受付（中部地区の受託者）から引き継がれた後に、下記のとおりとする。

【現地調査】→【応急復旧・補修作業手配】→【補修完了】→【調査報告書作成】

現地調査の結果、作業が必要な場合は速やかに補修作業を手配し、通行の安全が確保できる程度に応急復旧し交通開放すること。

現地調査後の作業については、第7. 緊急時対応業務を参照。

第7. 緊急時対応業務（道路附属物補修、道路管理、道路巡回）

受託者は、事故や災害等による緊急時の対応について、夜間及び休日を問わず終日対応することができる体制を整え、委託者から緊急の指示があった場合は速やかに対応するものとする。また、事前に警報・注意報等の気象情報を確認しておき、洪水ハザードマップ

等で危険な箇所の把握に努め、速やかに対応できるよう体制を整えるものとする。

受託者は、緊急時に備え、土のう・バリケード・規制看板・オイル吸着マット等の仮設資材及び交通誘導警備員の手配等について、速やかに対応できるよう対策を講じるものとする。また、冠水が常習発生する箇所等については、事前に委託者から情報を得て速やかに対策を講じるものとする。

各種業務内容は次の各号のとおりである。

1. 道路附属物補修（緊急）

対象施設において、通行に支障となる事象（道路附属物の倒壊等）による緊急作業について委託者から指示を受けた場合は、速やかに現地に赴き状況を調査することとし、委託者へ報告し協議した上で、通行止め・バリケード設置等の安全対策を講じること。

2. 道路管理（緊急）

対象施設の汚損（事故によるオイル漏れ等）が発生し道路管理上必要な除去作業について委託者から指示があった場合は、速やかに作業を実施すること。

対象施設において安全上、交通上支障を来す事象（災害等による土砂の流入、地下埋設物等による陥没等）が発生し道路啓開に時間を要する場合は、委託者と緊密に連絡を取り、その指示により通行規制、応急対策など道路の安全を確保する上で必要な措置を講じること。

3. 道路巡回（緊急）

震度5弱以上の地震が発生した場合は、委託者からの指示を待たずに、速やかに業務区域内の巡回を実施し、対象施設の異状の有無を委託者へ報告すること。ただし、大津波警報及び津波警報が発令された場合は、委託者と実施について協議すること。また、風水害に伴う災害発生の危険度【警戒レベル4以上】が発令されている場合は、委託者の指示により巡回を実施すること。